

新旧対照表

○神奈川県漁港管理条例施行規則

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(事務の委任) 第1条 (略) (1)～(6) (略) (7) 条例第7条第1項の規定により漁港及び漁場の整備等に関する法律 (昭和25年法律第137号。以下「法」という。)第39条第5項の規定により 知事が指定する区域に存する泊地、油壺特別泊地及び宮川特別泊地(以下 「泊地等」という。)における停係泊を許可すること。 (8)～(20) (略)</p> <p>(利用料等及び土砂採取料等の徴収時期) 第14条 (略) 2 条例第12条第2項に規定する土砂採取料等の徴収時期は、採取若しくは占 用の許可又は法第43条第1項の規定による認定をする際定める日までとす る。</p> | <p>(事務の委任) 第1条 (略) (1)～(6) (略) (7) 条例第7条第1項の規定により漁港及び漁場の整備等に関する法律 (昭和25年法律第137号)第39条第5項の規定により知事が指定する区域に 存する泊地、油壺特別泊地及び宮川特別泊地(以下「泊地等」という。) における停係泊を許可すること。 (8)～(20) (略)</p> <p>(利用料等及び土砂採取料等の徴収時期) 第14条 (略) 2 条例第12条第2項に規定する土砂採取料等の徴収時期は、採取又は占用の 許可の際定める日までとする。</p> |